

いちばん賢い税金対策 お得技ベストセレクション 最新版

- 61 設立日と離れた日を決算日にすると免税効果あり
- 62 個人事業主からの法人化で最長4年間免税に
- 63 家族を役員にするか専従者給与を支う
- 64 青色申告で30万未満の購入は経費に
- 65 給与ダウン、賞与アップで社会保険料を節税
- 66 開業前まで遡って開業費を経費にすることもできる

PART 5 超マニアックな節税テクニック P.061

- 72 保険料が払えなくても契約は継続できる！
- 73 住宅ローン減税を夫婦ともに利用する
- 74 軽自動車に乗り換えて自動車税を安くする
- 75 iDeCoを一時金で受け取り1500万円を控除！
- 76 iDeCoの掛金は全額控除できる
- 77 パート主婦(夫)でも103万円の壁越え！
- 78 NISAはネット証券がベスト！
- 79 投資信託は知識がなくてもほったらかしで儲かる
- 80 NISAで儲けるなら長期保有が基本！
- 81 新車の自動車税が2019年から安くなった！
- 82 寡婦控除やひとり親控除が母子家庭なら利用可能
- 83 競馬などのギャンブルは50万円以内なら非課税！
- 84 宝くじの当選金は非課税だが共同購入では贈与税がかかる
- 85 NPOなどに寄付すると所得控除の対象に
- 86 インボイスなしで納税できる経費がある
- 87 介護用ベッドの消費税は非課税になる
- 88 住宅ローンは夫婦で組むと減税効果がアップする

PART 6 医療費を減らす技 P.067

- 89 高額になった医療費は取り戻せる
- 90 医療費10万円以下でも控除が受けられる場合も
- 91 医療費控除の申請に領収書の提出は必要なし
- 92 一般的な薬品でも医療費控除になる
- 93 セルフメディケーションは栄養ドリンクも対象
- 94 医師の処方箋があればスポーツジムの控除
- 95 自治体ごとの助成制度で子どもの医療費が無料
- 96 大病院での受診は紹介状の有無で5000円の差が出る
- 97 自立支援医療制度でうつ病・透析の医療費負担を軽減
- 98 高額介護サービス費の申請で自己負担額が減る
- 99 介護費と医療費の合算が基準額を超えると払い戻し
- 100 親と世帯分離で介護費用を大幅に節約！
- 101 介護休業中でも給与の67%の給付金が支給
- 102 老人ホーム入居費用は控除できる！
- 103 禁煙治療や禁煙ガムも医療費控除の対象になる

PART 7 年金・保険・相続贈与のお得ワザ P.075

- 104 年金は老後の大切な生活基盤
- 105 誕生日になったら年金受給額を確認
- 106 ねんきんネットで年金記録や見込み受給額を確認
- 107 パート・アルバイトでも社会保険に加入可能
- 108 老後以外に障害時や遺族にも年金をもらえる
- 109 社員は遺族年金を上乗せ可能！
- 110 障害年金の受給は退職前に初診が必須！
- 111 繰り下げで受給額が最大1.8倍に！
- 112 未納期間があっても任意加入で満額近くにアップ
- 113 付加年金を支払えば2年でもとが取れる！
- 114 65歳以上で離職したら高年齢求職者給付金を申請
- 115 基本を押さえれば相続税を減らせる
- 116 負の財産と相殺して相続税を減らす
- 117 教育資金の一括贈与で1500万円まで非課税
- 118 年間110万円までは贈与を非課税でできる！
- 119 生活に必要な家電であれば親が買って贈与税は不要
- 120 事業用の宅地でも相続評価額を80%減額できる
- 121 配偶者への不動産贈与は最大2000万円まで非課税
- 122 孫を養子にすれば相続税の控除額を引き上げられる！
- 123 借金があるなら財産の相続放棄で負担減！
- 124 借上げ制度を活用して親の家を貸せば賃料収入を得られる！
- 125 エンディングノートを自作すれば100万円節約可能！
- 126 生前に墓や仏壇を用意すれば相続財産に含まれない
- 127 現金よりも不動産のほうが節税効果が高い

PART 8 国からもらえる給付金・補助金 P.089

- 128 理由によって給付金の給付日数は全然違う！
- 129 失業中にもらえる給付金は失業手当だけじゃない
- 130 失業給付金は理由によって2倍以上の差がある
- 131 転職する際の交通費や宿泊費がもらえる補助金
- 132 自己都合退職でも待機なしで失業給付金をもらう
- 133 失業給付金の給付期間を延長する方法
- 134 病気ケガでの休職は傷病手当金を利用
- 135 定年後再雇用で下がった給与は最大15%補償
- 136 4日以上休職は労災保険の休業給付を申請する
- 137 未払いの賃金は労基署が立て替えて支払ってくれる！
- 138 資格取得を支援する給付金を利用する
- 139 転職活動に必要な交通費などは支給される
- 140 介護休業では給料の67%を給付
- 141 児童手当では1人あたり約250万円を支給
- 142 医療費助成制度で子供の医療費が無料になる
- 143 産休中には給料の2/3が支給される
- 144 育休の給付金は最長2歳まで受給できる
- 145 住宅リフォームすると自治体から補助金が出る
- 146 生ごみ処理機向けの補助金がある！
- 147 省エネ家電に買い換えると助成金が出る！
- 148 移住&テレワークで支援金をゲット！
- 149 宅配ボックスの設置には補助金が出る！
- 150 危険なブロック塀の撤去費用は自治体が補助！

150Technique

第1特集 すぐやる!備える!2024-2025年最新税金トピックス P.008

定額減税
子育て対応リフォーム特例
住宅ローン控除の条件変更

住宅ローン減税控除率は据置
相続時精算課税制度改正
結婚・子育て資金贈与非課税
住宅取得等資金の贈与非課税

第2特集 ビギナーも安心!はじめての節税 キホンのキ P.014

【節税とは】節税は国も認めるおトクな節約方法！
【所得とは】収入から一定額を引いた税計算のもととなる金額！
【控除とは】課税対象額や納税額から差し引ける金額！
【源泉徴収とは】企業が給与から天引きし代わりに納税するしくみ！
【年末調整・確定申告とは】その年の納税額を確定させる手続き！
【消費税とは】消費税はあらゆる取引にかかる税金！

PART 1 今すぐやりたい7大節税術 P.021

- 1 家を買えば税金が控除される！
- 2 NISAで利益をまるっとゲット
- 3 iDeCoは掛金が全額所得控除に
- 4 ふるさと納税でぜいたく品をもらう
- 5 保険料は最高12万円控除される
- 6 医療費は10万円超えて節税対象に
- 7 贈与は年間110万円までは非課税

PART 2 誰でもできる超カンタン節税技 P.031

- 8 税金支払いはキャッシュレスでポイントGET！
- 9 エコカー減税は2026年4月まで
- 10 庭の物置は固定しなければ固定資産税がかからない
- 11 建物の解体は1月1日以降にすると土地の固定資産税が安くなる
- 12 土地は1月2日に購入すると固定資産税が約1年分おトク
- 13 シロアリ駆除の費用は雑損控除できる
- 14 軽自動車は4月2日に買うのが一番おトク
- 15 グリーン化特例は2026年3月まで
- 16 国民年金保険料は2年前前納すると最大1万6590円も割引
- 17 クレカ支払いができる医療機関で受診する
- 18 生命保険料控除は保険料前払いで毎年適用可
- 19 環境性能割で燃費のいい車ほど安く買える
- 20 マイホームは木造のほうが固定資産税が安くなる！
- 21 自然災害・盗難による損害は控除の対象
- 22 地震保険で控除は5万円まで受けられる
- 23 新築住宅は固定資産税が半額に！

PART 3 サラリーマンの節税技 P.037

- 24 会社員こそ節税したい 税金対策で手取りは増やせる！
- 25 業務に関係あれば習い事も経費になる！
- 26 家賃を会社負担で手取りアップを狙う
- 27 手取りを増やすには4~6月はノー残業
- 28 業務に関係ないレジャー費用も経費になる
- 29 従業員半数以上の出席で社員旅行も経費になる
- 30 給与明細の正しい見方を確認
- 31 家族構成が多いと手取り額アップの傾向
- 32 会社近くに住むと社会保険料が安くなる可能性がある
- 33 レシートを紛失しても概算の提示で経費扱いに
- 34 固定残業制でも超過分は残業代が支払われる
- 35 会社の支給で夜食をタダにする
- 36 配偶者控除か配偶者特別控除の申請で節税
- 37 妻の収入の壁を回避して税負担を減らす！
- 38 産休・育休中の健康保険料・厚生年金保険料は無料
- 39 副業収入がある人は確定申告でお金が還ってくる
- 40 本業以外の所得が20万円以下なら確定申告不要
- 41 扶養控除を活用して税金を安くする
- 42 年収158万円以下の親を扶養控除の対象に
- 43 結婚するなら年内離婚は年明けに
- 44 退職金を一時払い保険にあてて返戻率を上げる
- 45 退職月で住民税の徴収方法が変わる
- 46 負担する税金からそのまま引かれる税額控除をフル活用

PART 4 自営業者の節税技 P.049

- 47 自営業者の節税は「いかに利益を小さくするか」
- 48 会社の税金は福利厚生費アップで抑える
- 49 中小企業は年間800万円までの飲み代が経費に
- 50 飲食経費は福利厚生・会議・交際費の3つ
- 51 経費には家賃も計上できる
- 52 1人で利用したカフェ代も待ち合わせなら経費
- 53 4年落ちの中古車は100%経費扱いに
- 54 スポーツジムの会費も福利厚生費にできる
- 55 取引先や社内の冠婚葬祭に関する費用も経費に
- 56 青色申告なら特別控除で節税できる
- 57 フリーランスなら小規模企業共済で年間84万円節税！
- 58 確定申告で払いすぎた税金が戻ってくる
- 59 年間240万円の利益を節税できる共済制度
- 60 会社設立日を2日以降にすれば初年度の法人税が安くなる